

<特別の寄与に関する処分調停を申し立てる方へ>

1 概要

相続人ではない被相続人の親族で、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者（これを「特別寄与者」といいます。）は、相続人に対し、寄与に応じた額の金銭（これを「特別寄与料」といいます。）の支払を請求することができます。この特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき又は協議をすることができないときには、家庭裁判所の調停又は審判の手続を利用することができます。

調停手続を利用する場合は、特別の寄与に関する処分調停事件として申し立てます。調停手続では、調停委員会が、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出していただいた上で、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指した話合いが進められます。

なお、調停手続で話合いがまとまらず、調停が不成立になった場合には、審判手続が開始されます。

※ 令和元年7月1日より前に開始した相続については、この申立てはできません。

2 申立人

被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者、相続人の欠格事由（民法891条の規定）に該当する者及び廃除によってその相続権を失った者を除く。）

3 申立期間

申立ては、特別寄与者が相続の開始があったこと及び相続人を知った時から6か月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときはすることができないとされています。

4 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

5 申立てに必要な費用

- 収入印紙：申立人1人につき、1,200円（相手方又は被相続人が2人以上の場合は「収入印紙1,200円×相手方の人数×被相続人の人数」）
- 連絡用郵便切手
：特別の寄与の申立てのみの場合：2,080円×当事者数〔(500円×2枚, 84円×5枚, 50円×10枚, 10円×10枚, 5円×10枚, 1円×10枚) ×当事者数〕
：遺産分割調停が先行している場合 290円×当事者数〔(84円×2枚, 50円×2枚, 10円×2枚, 1円×2) ×当事者数〕

6 申立て時の提出書類等とその取扱い

申立て時の提出書類等

次の書類を提出していただきます。

- 申立書 裁判所提出用1通+相手方全員の人数分
→ 申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方用（全員分）、申立人用の控えを作成してください。
- 現住所及び送達場所等の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 事情説明書1通
- 申立人、相手方の戸籍謄本（全部事項証明書）

- 被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
※同じ書類は1通で足りません。
※申立人，相手方の戸籍謄本は，3か月以内に発行されたものを提出してください。